

2025（令和7）年度（公財）日教弘 教育研究助成事業 弘済会大阪支部 教育研究大会助成金 募集要項

教育研究大会助成金は、教育の振興に寄与すると認められる団体の特に有益な研究大会に対し助成を行う事業です。2025（令和7）年度は下記要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 大阪支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

大阪府内で活動する幼・小・中・高・特別支援学校教育に関わる教育関係団体及び教育研究団体が今年度に行う大阪府内を会場に開催される有益な教育研究大会を対象とした助成を通して、学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象とならないもの

- ・ 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ・ 他の機関からの委託によるもの
- ・ 既に終了しているもの
- ・ 自己財源によって十分に開催が可能な大会
- ・ 研究グループやサークル等が開催する大会

(3) 募集対象

大阪府内で活動する公立の幼稚園、認定こども園（保育園型は除く）、小学校、中学校、高等学校、支援学校、義務教育学校等に関わる教育関係団体及び教育研究団体が行う教育研究大会。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 2025（令和7）年度（2025年4月1日から2026年3月31日）中に開催する教育研究大会とします。
- ③ 本事業は、教育実践に関する「研究大会」について助成します。「総会」や「講演会」のみの大会については対象となりません。

(4) 募集期間

一次募集 2025年4月 1日（火）～2025年5月16日（金）

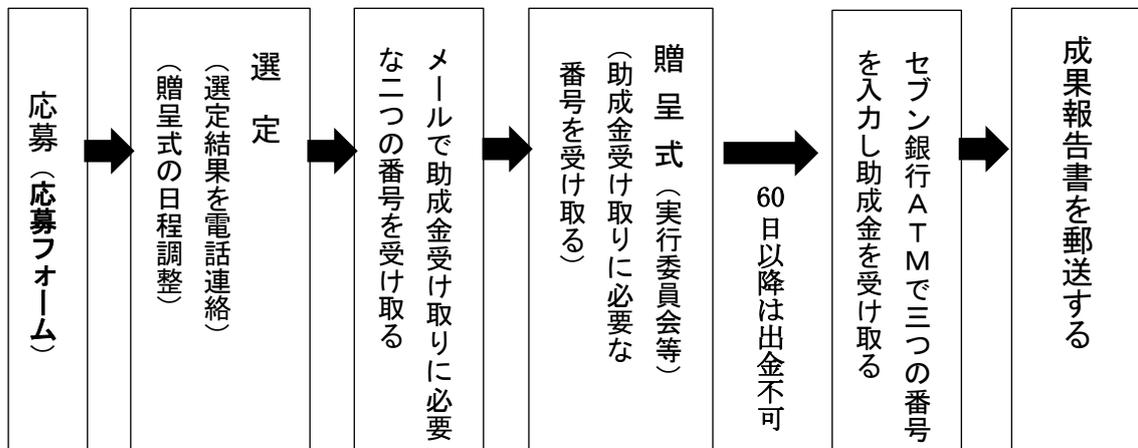
二次募集 2025年5月26日（月）～2025年7月18日（金）

（予算に達した時点で締め切ります）

(5) スケジュール

- 4月1日(月) 応募申請受付開始
- 5月下旬 選考を行い、採否の結果について連絡します。
贈呈式後に助成金を受け取る(助成金受け取りは2カ月以内)。
- 8月上旬 選考を行い、採否の結果について連絡します。
贈呈式後に助成金を受け取る(助成金受け取りは9月末日まで)。

- ※ 大会実施後1か月を目処に成果報告書等を提出していただきます。
- ※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。
- ※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。
- ※ 助成が決定した研究大会について進捗を確認することがあります。



(6) 応募方法

応募者は、教育研究大会等の代表者(部会長)または府内開催地域の大阪府(市)代表者とします。今年度から「応募フォーム」からの申請となります。

① 申請書の作成・提出

- (ア) 本支部ホームページを開き、「(様式D-1) 研究大会助成金申請書」をダウンロードしてください。
- (イ) 申請書に必要事項を記入してください。
- (ウ) 申請書を応募フォームに添付して送信してください。

② 付属資料の提出

- (ア) 助成を受けようとする研究大会の実施要項(未作成の場合は前年度(前回)の大会の実施要項等)のデータをフォームに添付して送信してください。

※応募フォームURL <https://form.run/@taikai-2025>



〈個人情報の取扱について〉

- ・ 申請書及に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の大会名、研究主題、主催者名、助成金額や贈呈式等の模様を、本支部のホームページ、広報誌等で公表します。

3. 助成金額

(1) 助成金額（下記条件A・Bの両方に合致しない場合、助成金額は減額となります）

	条件A	条件B	助成金額
①	全国規模の大会	教職員300名以上が参加予定	10万円
②	近畿ブロック規模の大会	〃 200名以上 〃	5万円
③	大阪府規模の大会	〃 100名以上 〃	3万円
④	ブロック規模の大会※	〃 50名以上 〃	2万円

※ブロック規模を次の地域の小・中学校とする：豊能地域、三島地域、北河内地域、中河内地域、南河内地域、泉北地域、泉南地域、堺市、大阪市第1教育ブロック・第2教育ブロック・第3教育ブロック・第4教育ブロック

(2) 助成対象の費用

- ・ 講師謝礼※ ・ 講師の交通費・宿泊費 ・ 会場費 ・ 印刷費 ・ 通信運搬費
- ・ 消耗品費 ・ その他、本支部が必要と認める大会運営に関する費用

※ 講師謝礼について助成対象としますが、支出にあたっては必ず大会主催者が源泉徴収（所得税納付）を行い、成果報告書の提出時にその旨がわかる記載のある領収書の添付をお願いします。（本支部HPの「よくあるご質問」参照）

※ 物品の購入時の「ポイント付与」は、所得とみなされるおそれがあるため、避けてください。成果報告書の提出時に、ポイント付与が明示されている領収書は受け付けられません。

(3) 助成対象外の費用

- ・ 応募する申請者本人の人件費及び謝金、出張旅費（共同者も含む）
- ・ 汎用性のある機器等の購入費（例：パソコン、タブレット）
- ・ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や成果報告書等）に不備・不正があった場合は、返金していただくことがあります。

4. 助成方法（昨年度から変更しています）

- ・ セブン・ペイメントサービスのシステムを利用し、応募者がキーになる3つの番号をセブン銀行のATMに入力して出金します。
- ・ 2つのキー（番号）は応募フォームに記載されたメールアドレスに送信します。
- ・ もう1つのキー（番号）は、本支部役職員が会議等の場に訪問し贈呈式を実施した際に

直接お知らせいたします。

※ セブン銀行ATMの利用方法の詳細については弘済会大阪支部のホームページ内の「よくあるご質問」に掲載しています。

5. 成果報告書・領収書の提出

- ・ 本支部ホームページを開き「(様式D-4) 研究大会助成金 成果報告書」をダウンロードしてください。
- ・ 申請者は、当該大会の終了後1か月を目処に「(様式D-4) 研究大会助成金 成果報告書」を本支部へ提出(郵送)してください。
- ・ 成果報告書裏面の会計報告を記入し、別紙A4用紙に領収書(コピー可)を添付してください。

6. 選考

(1) 選考方法

- ① 弘済会大阪支部教育振興事業選考委員会の選考後、大阪支部幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ② 助成の採否を各申請団体に連絡します。

(2) 選考基準 下記の諸点に重点を置いて選考します。

- ① 申請する大会は、助成の趣旨と合致し、教育研究・教員研修として有益な大会であるか。
- ② 大会予算の設定が過大なものではないか。
- ③ 申請する大会の内容は、教育課題の解決や改善に寄与する内容であるか。
- ④ 申請する大会の開催時期や内容・実施方法は適切で、実施可能な計画が立案されているか。

(3) 選考結果は、年度末に一括してホームページの「公開情報」に公開します。

7. 助成対象者の義務等

(1) 大会関係者複数が集まっている場で贈呈式を開催し、弘済会大阪支部の事業説明会を行います。

(2) 後援名等の記載について

大会開催要項等に「後援：公益財団法人日本教育公務員弘済会大阪支部」を記載し、大会が助成していることが関係者に分かるようにしてください。(「後援」以外に、助成、協賛、等でも構いません)

8. その他注意事項

- ・ 申請書および成果報告書の記載内容については、代表者に承認をもらった後にチェックマ

ーク記載欄にチェック☑を記入します。

- ・ 提出された書類等は返却しません。
- ・ 書類管理の都合上、本支部への持参はお断りします。
- ・ 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、または研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- ・ 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- ・ ホームページや広報誌において研究・活動の成果を発表する場合、公益財団法人日本教育公務員弘済会大阪支部からの助成を受けて行った研究・活動の成果であることを掲載してください。

9. 「成果報告書」送付先・問い合わせ先等

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 大阪支部 「教育研究大会助成事業」係
〒542-0062 大阪市中央区上本町西5-3-5 上六Fビル11階
電話 06-6768-0631 担当：高橋 年治

E-MAIL t.takahashi@kyoukou.or.jp

お問い合わせフォーム <https://form.run/@otoiwase-kousaikai/>

URL <https://www.kyoukou.or.jp/>

費目・具体的な品目の例

費目	具体的な品目
印刷製本費	研究紀要作成 マニュアル作成 授業用資料 等
通信整備費	ICT関連機器
材料費	製作用木材 花壇用ブロック 等 物品製作のための材料
消耗品費	インクカートリッジ 用紙類 筆記具 SDカード コード類 等
資料購入費	授業研究用資料 教師用書籍やDVD 等 教師用図書類
新聞図書費	児童・生徒用図書類
環境整備費	園芸用品(苗や肥料等) 清掃用具 パーティション 器具レンタル 等
教材教具費	実験用具 運動用具 楽器 資料集 ワークシート 地図 等
郵送運搬費	送料 物品の運搬料 振込手数料 等
研究会参加費	各教科の全国大会・県大会・各種研究会等の参加費や資料代
旅費交通費	研究会交通費 施設見学の入館料や交通費 講師の交通費や宿泊費等
講師謝礼	講師に対する謝礼 ゲストティーチャーへの礼品 等
雑費	研究推進に必要な経費のうち、上記の費目にあてはまらないもの

※ 以下の経費は対象となりません

- (1)申請者本人（共同者を含む）の人件費
- (2)汎用性のある機器（パソコン等）の購入および学校備品にあたる教材費
- (3)組織等の一般管理費、飲食費 等

※ 講師謝礼を費目としてお考えの場合、必ず源泉徴収を行ってください。